

嬉野市茶業研修施設

指定管理者募集要項

佐賀県嬉野市

令和 7年 8月

指 定 管 理 者 募 集 要 項

目 次

- 第 1 施設の概要
 - 1 施設目的
 - 2 対象施設
- 第 2 管理基準・業務の範囲
 - 1 管理基準
 - 2 業務の範囲
- 第 3 指定の期間
- 第 4 管理費用
 - 1 委託料
 - 2 利用料金
 - 3 利用料の減免
- 第 5 応募資格
- 第 6 申請書類の提出方法
 - 1 申請書類
 - 2 申請手続
- 第 7 指定管理者の選定
 - 1 事業計画の評価基準
 - 2 選定の結果及び指定の手続き
 - 3 無効又は失格
 - 4 指定の取消し
 - 5 指定事務の所管
- 第 8 指定管理者との協定

様式

- 第 1 号 指定管理者指定申請書
- 第 2 号 事業計画書
- 第 3 号 収支予算書
- 別紙 1 誓約書
- 別紙 2 質問票

嬉野市茶業研修施設指定管理者募集要項

嬉野市茶業研修施設の指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1 設置の目的

茶業研修施設は、平成20年3月に、「うれしの茶」の普及推進を図るため設置された施設である。

嬉野市茶業研修施設条例（平成19年条例第49号。以下「条例」という。）を制定、平成20年4月1日から市直営で業務をおこなっている。

その後、平成23年4月1日から指定管理者により運営が行われている。

2 対象施設

- (1) 名 称 嬉野市茶業研修施設(愛称：嬉茶楽館さんさらんかん)
- (2) 所在地 嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙 2713 番地
- (3) 開館年月日 平成20年4月1日
- (4) 敷地面積 2,997.63 m²
(延床面積： 茶業研修施設 687.55 m² 伝統釜炒手揉茶研修施設 33.12 m²)
- (5) 建物構造 鉄骨造り平屋建
- (6) 施設内容 事務室、研修室、生葉加工場、仕上げ室、伝統釜炒手揉茶研修施設

第2 管理の基準・業務の範囲

1 管理基準

- (1) 使用時間 条例第4条第1項及び第2項
- (2) 休業日 条例第4条第1項及び第2項
- (3) 利用許可 条例第5条 (利用許可)の規定による。
- (4) 許可制限 条例第6条 (利用許可の基準)の規定による。
- (5) 利用料金 条例第9条、第15条の規定による。
- (6) 法令遵守

以下に掲げる法令を遵守すること。

- ①嬉野市茶業研修施設条例（平成19年条例第49号）
- ②嬉野市茶業研修施設条例施行規則（平成19年規則第42号）
- ③嬉野市情報公開条例（平成18年条例第10号）
- ④嬉野市個人情報保護条例（平成21年条例第21号）
- ⑤嬉野市行政手続条例（平成18年条例第12号）
- ⑥地方自治法、その他関係法令

2 業務の範囲

- (1) 条例第3条に掲げる業務

- (2) 利用許可に関する業務
- (3) 利用に係る料金に関する業務
- (4) 施設の維持修繕に関する業務
- (5) 上記に掲げる業務のほか、施設運営に関する事務のうち、市長固有の権限に属する事務を除く業務
- (6) 事業計画の作成・実施
- (7) 管理業務の収支予算書・事業報告書の作成
(業務の詳細は、嬉野市茶業研修施設指定管理者管理業務仕様書を参照のこと。)

第3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

ただし、指定管理を継続することが適当でないと認めたときは指定を取り消すことがある。

第4 管理費用

当該施設の管理経費は、嬉野市が指定管理者に支払う委託料と、指定管理者が得る利用料金収入をもって充てる。

(1) 委託料

指定期間内における1年間毎の委託料の額は、事業計画書や収支予算書などの内容及び運営計画、市の財政状況等を踏まえて総合的に検討し、指定管理者と協議のうえ協定書に定め委託料として支払う。

指定管理料上限額(12ヶ月換算) 16,440,000円(消費税込みで積算)

(2) 利用料金

当該施設の利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき 指定管理者の収入とすることができる。

(3) 利用料金の減免

公益上とくに必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができるが、減免によって利用料が減収になったときは、指定管理者の負担とする。

第5 応募資格

1 応募者の資格

応募者は、法人その他の団体であつて、指定管理期間中、安全かつ円滑に当該施設の管理運営を行うことができるものとする。

- (1) 応募者は、申請時において嬉野市内に事務所又は事業所を置き、又は指定期間の開始日までに嬉野市内に事務所又は事業所を置こうとする団体(共同企業体の場合は、代表となる団体等)であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 地方自治法施行令第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消さ

れ、その取り消しの日から指定停止措置を受けていないこと。

(4) 嬉野市から指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、銀行取引停止、主要取引先から取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体等でないこと。

(7) 市税等を滞納していないこと。

2 募集及び選定のスケジュール

内容	期間等
募集公告	令和 7 年 8 月 8 日（金）～
質問書の提出期限	令和 7 年 9 月 4 日（木）午後 5 時まで
質問書への回答公表	令和 7 年 9 月 10 日（水）頃
応募申請書の受付期間	～9 月 18 日（木）午後 5 時まで
一次審査（書類審査）	令和 7 年 9 月 19 日（金）
一次審査結果の通知	令和 7 年 9 月 24 日（水）頃
二次審査（面接審査）	令和 7 年 10 月 14 日（火）
二次審査結果の通知	令和 7 年 10 月 22 日（水）予定

第 6 申請書類の提出方法等

1 申請書類

申請にあたっては、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 18 年条例第 63 号。以下「指定管理者条例」という。）及び同条例施行規則（平成 18 年規則第 52 号）の規定により下記の表に記載の書類を提出すること。なお、市が必要と認める場合は 追加して資料を求めることがある。

番号	書類	様式	備考	提出部数
1	指定管理者指定申請書	様式第 1 号	条例第 4 条	正本 1 部
2	事業計画書	様式第 2 号	同上	正本 1 部 副本 9 部
3	収支予算書	様式第 3 号	同上	正本 1 部 副本 9 部
4	定款又は寄付行為の写し	任意様式	法人以外の団体にあつては、会則等	正本 1 部
5	登記事項証明書	同上	法人のみ	正本 1 部
6	役員名簿	同上		正本 1 部

7	前事業年度分の貸借対照表及び財産目録	同上		正本 1 部
8	過去 3 か年の収支決算書	同上	経営実績が 1 年未満の場合は、経営状況を説明する書類	正本 1 部
9	提出日の属する年度の予算書	同上		正本 1 部
10	労働者災害補償保険加入証明書	同上		正本 1 部
11	法人又は団体の概要、事業内容	同上		正本 1 部
12	直近の納税証明書	同上	・法人は法人市町村県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税 ・団体は団体代表者の個人市町村民税	正本 1 部
13	誓約書	別紙 1		正本 1 部

注意事項

- ①申請に要する経費は、申請者の負担とする。
- ②申請書類は返却しない。
- ③申請書類の著作権は、申請者に帰属する。なお、市は必要に応じ申請書類の全部又は一部を複写及び公表できることとする。
- ④申請書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- ⑤応募は 1 団体 1 申請のみとし、複数の申請はできない。
- ⑥応募に際して提出する管理運営体制の構成員は、他の応募団体が提出する管理運営体制の構成員になることができない。
- ⑦各種証明書等については、3 ヶ月以内に取得したものに限る。

2 申請手続

(1) 募集要項の配布

配布期間 令和 7 年 8 月 8 日（金）から令和 7 年 9 月 18 日（木）まで
 配布方法 嬉野市ホームページ（<http://www.city.ureshino.lg.jp>）からのダウンロードまたは嬉野市役所内の下記の課にて配布する。
 嬉野市役所 嬉野庁舎 茶業振興課

(2) 申請書類の受付

提出期限

【申請書類】

令和 7 年 9 月 18 日 (木) 午後 5 時まで

提出方法

次のいずれかによるものとする。

ア 郵送 〒843—0301

住所 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 3138 番地

嬉野市 建設業会館 2 F 茶業振興課

イ 持参

嬉野市 建設業会館 2 F 茶業振興課

(受付 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時)

(3) 質問書の受付・回答

募集要項その他配布資料に関する質問を次のとおり受け付けます。

提出期限 令和 7 年 9 月 4 日 (木) 午後 5 時まで

提出方法 書面(別紙 2)に限る

(問合せ先に持参するか、郵送又はファクシミリで質問すること。)

(4) 現地説明会及び業務説明会

特に実施しない。

第 7 指定管理者の選定

嬉野市指定管理者選定委員会(指定管理者条例第 5 条の 2 に規定する委員会。以下「委員会」という。)が 1 次審査(書類審査)及び 2 次審査(面接審査)を行う。

1 事業計画書の評価基準

審査基準は以下のとおりとする。なお、審査項目の詳細は、「審査基準表及び配点表」(別紙 3)のとおりとする。

- ①事業計画の内容が茶業研修施設の利用者の平等な利用が確保できるものであり、利用者へのサービスの向上等が図られている。
- ②事業計画の内容が、茶業研修施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有する団体であること。
- ④その他市長が公の施設の性質等に応じて定める基準に適合していること。

2 選定の結果及び指定の手続き

- (1) 一次審査の結果は、すべての申請者に書面で通知する。
- (2) 一次審査通過者は、委員会で二次審査(面接審査)を行う。
- (3) 二次審査において、最も高い評価をした委員が多い者を指定管理候補者として選定する。なお、同数の場合は、各委員の評価点数の合計が高い者を指定管理候補者とする。

る。ただし、配点合計の 60%を最低基準点とし、審査対象が 1 者又は最も高い評価を得た場合であっても、各委員の評価点数の合計が最低基準点に達しない場合は指定管理候補者とししない。

(4) 選定結果は、指定管理候補者及び次点の者へ書面で通知し、結果は嬉野市ホームページにおいて公表する。

(5) 指定管理者の指定には、嬉野市議会の議決が必要であり、指定管理候補者について、令和 7 年第 4 回嬉野市議会定例会（12 月議会）の議決後、指定する法人等に対して指定する旨を書面で通知する。

3 無効と失格

指定管理者の申請が以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

(1) 申請書の提出方法、提出期限等が守れなかったとき。

(2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(3) 虚偽の内容が記載されているもの。

4 指定の取消し

市長は、指定管理者が法令違反等により管理を継続することが適当でないと認めたときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。その場合、指定管理者の損害に対して、嬉野市は、賠償を行わない。一方、取消しに伴う嬉野市の損害については、指定管理者に対して損害賠償請求を行うことがある。

なお、指定の取消しを受けた指定管理者は、次の指定管理者が円滑に支障なく業務ができるように引継ぎを行うものとする。

第 8 指定管理者との協定

指定管理者の指定後、協定締結の前に、再度詳細について協議することとする。

第 9 その他管理運営に当たっての留意事項

1 関係法令の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等の規定を遵守すること。

- ・ 地方自治法、同施行令ほか行政関連法規
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 嬉野市茶業研修施設条例
- ・ 嬉野市個人情報保護条例、嬉野市情報公開条例
- ・ その他関連する規程

2 引継業務

指定管理者は、指定時には円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう現担当者から引継ぎを受けるものとする。

3 管理運営の実績について評価

指定管理者は市長に対し、事業報告書及びその他の管理運営の実績等に関する資料を提出することとする。提出を要する資料や時期等については、別添管理業務仕様書に定めるものの他、必要に応じて市長と指定管理者が協議のうえ、決定することとする。

なお、事業報告書の内容等により、指定管理者が業務の水準を満たしていないことが明らかな場合には、市長は指定管理者に対して業務の改善等の勧告を行うことがある。

4 課税に関すること

施設の管理運営に伴い、受託者（法人）については、法人税、法人事業税、法人市町村民税等の申告納税義務が生じることがある。

また、利用料金収入や市が支払う委託料は、原則、消費税の課税対象となる。

5 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市長が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合で、市が指定の取消を行った場合には、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。

(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力など、市長及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

なお、当該指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継などの必要な対応を行うものとする。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、次点候補者を指定管理者予定候補として、施設の管理運営に関する協議を行うことがある。

第10 問い合わせ先

〒843-0301

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲 3138 番地

嬉野市 建設業会館 2F 茶業振興課

電話 0954-42-3308 ファックス 0954-27-7084

電子メール chagyou@city.ureshino.lg.jp